

【2023 改正点 3】 相隣関係 3 ≪#855≫

継続的給付を受けるための設備の設置権等（民法 213 条の 2）

電気・ガス・水道といったライフライン(導管等)の設置権、使用権についての新設規定です。出題可能性は高いです。ただ、すべてを丁寧に覚える必要はありません。試験直前にもう一度講義を聴いて、まとめポイントを確認しておけば十分です。

- 1 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は**他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付(「継続的給付」)**を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、**他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。**
- 2 前項の場合には、**設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備(「他の土地等」)のために損害が最も少ないもの**を選ばなければならない。
- 3 第 1 項の規定により**他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知**しなければならない。
- 4 第 1 項の規定による**権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用**することができる。この場合においては、第 209 条第 1 項ただし書及び第 2 項から第 4 項まで(「**隣地の使用**」)の規定を準用する。
- 5 第 1 項の規定により**他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害(前項において準用する第 209 条第 4 項に規定する損害を除く。)**に対して**償金**を支払わなければならない。ただし、**1 年ごとにその償金**を支払うことができる。
- 6 第 1 項の規定により**他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するために生じた損害**に対して償金を支払わなければならない。
- 7 第 1 項の規定により**他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担**しなければならない。

まとめポイント

継続的給付を受けるための(ライフライン)設備の設置権・使用権

設置権

- ①他の土地に設備を設置することができる
- ②場所・方法は、損害が最も少ないもの
- ③土地の所有者・土地の使用者に通知
- ④他の土地を使用できる ⇒ 相隣関係 2「隣地の使用」≪#849≫参照
- ⑤土地の損害に対して償金

使用権

- ①他人が所有する設備を使用することができる
- ②場所・方法は、損害が最も少ないもの
- ③土地の所有者・土地の使用者に通知
- ④設備がある土地を使用できる ⇒ 相隣関係 2「隣地の使用」≪#849≫参照
- ⑥設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金
- ⑦利益を受ける割合に応じて、費用を負担

【渋谷会 おすすめ講座】

令和5年版「宅建これだけで合格セット」

インプット編(宅建基幹講座)&アウトプット編(演習講座)

https://shibuyakai.com/takken/2022_01.html

佐伯講師担当のワンパッケージでしっかりと合格まで見据えた総合的な講座

¥49,940-(税込)～